

充当金額 ¥6,150-
 充当割合 全額
 政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)
 新聞雑誌等購読料 (琉球新報 2,3月号)

2022年 2月分 領収証 000007
 001-001-1-15-002200
 泉崎1丁目2-3
 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込
 上記金額を領収しました。
 R3年 2月 日

読者ID 42476

※軽減税率対象
 販売店: 松尾
 TEL: 098-861-0750
 住所: 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主: 崎山強
 印刷日: 2022/02/04
 自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2022年 3月分 領収証 000007
 001-001-1-15-002200
 泉崎1丁目2-3
 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込
 上記金額を領収しました。
 R3年 3月 日

読者ID 42476

※軽減税率対象
 販売店: 松尾
 TEL: 098-861-0750
 住所: 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主: 崎山強
 印刷日: 2022/03/07
 自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当金額

79,225-

充当割合

全額

政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

資料購入費

(沖縄タイムス
4~6月分)

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No. 26631786
2021年4月分 領収書

公明党 上原章様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No. 26787487
2021年5月分 領収書

公明党 上原章様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No. 26889583
2021年6月分 領収書

公明党 上原章様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

充当金額

79,225-

経費区分 (資料購入費)

充当割合

全額

政務活動に使用のため

資料購入費

(沖縄タイムス)
7~9月分

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27095073
2021年 7月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

813

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27255762
2021年 8月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

911

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27405782
2021年 9月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

1012

上原・R3年度

充当金額
充当割合

¥9,225 -
全額
政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料
(沖縄タイムズ
10~12月分)

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27560053
2021年10月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227円)	

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムズ
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27712853
2021年11月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227円)	

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムズ
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 金城 帆高

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 27882591
2021年12月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税 227円)	

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムズ
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [REDACTED]
店主 金城 帆高

充当金額
充当割合

79,225-
全額
政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料

(沖縄タイムス
1~3月分)

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 28038600
2022年 1月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [redacted]
店主 金城 帆高

領収日 2/7

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 28190617
2022年 2月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [redacted]
店主 金城 帆高

領収日 3/8

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 28347682
2022年 3月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
	(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T
TEL [redacted]
店主 金城 帆高

領収日 4/2

上原・R3年度

充当金額

¥51,849.-

経費区分 (事務所費)

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

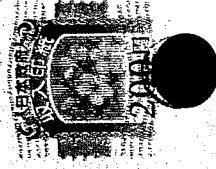
¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号 4月分賃料として

令和03年04月01日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 ㈱ エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 4月分)

充当金額
充当割合

¥ 51,849 -
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領 収 書

上原章事務所 様

金額

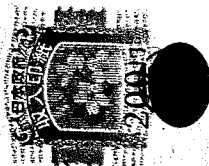
¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号5月分賃料として、

令和03年05月06日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 (株) エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 5月分)

充当金額
充当割合

¥51,849-
9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

領収書

上原章事務所 様

金額

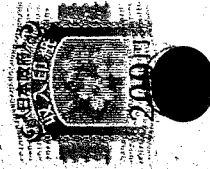
¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号室6月分賃料として

令和03年06月02日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 ㈱ エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 6月分)

充当金額 751,849 -
充当割合 9%

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号室7月分賃料として、

令和03年07月02日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 ㈱ エナジーホーム



充当金額
充当割合

¥51,849-
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

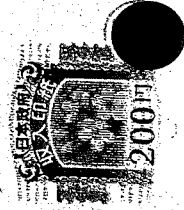
¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号室8月分賃料として、

令和03年07月29日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 (株) エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 8月分)

充当金額

¥ 51,849-

経費区分 (事務所費)

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

領 収 書

上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号室9月分賃料として、

令和03年08月27日 上記正に受領いたしました。



住 所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏 名 ㈱ エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 9月分)

充当金額
充当割合

751,849-
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

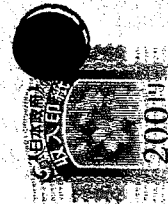
上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号 10月分賃料として、

令和03年10月04日 上記正に受領いたしました。



住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 (株) エナジーホーム



充当金額 ¥51,849-
充当割合 9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号 11月分賃料として、

令和03年10月27日 上記正に受領いたしました。



住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 (株) エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 (11月分))

充当金額 ¥51,849-
 充当割合 9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領 取 証 上原章事務所 様 No. _____

★ ¥57,610-

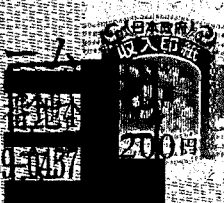
但し、エネルギー総合センター12月分賃料として
 令和3年12月1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	%	金額(税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクヨ 77-1097

株式会社 エナジーホーム
 沖縄県那覇市金城2丁目11番地
 TEL 098-857-1682 FAX 098-857-0457



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 (2月分))

充当金額
充当割合

¥51,849-
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領 収 書

上原章事務所

様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号 1月分賃料として、

令和03年12月29日 上記正に受領いたしました。



住 所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏 名 (株) エナジーホーム



使用料及び賃借料 (事務所賃借料 (日令))

充当金額

¥51,849-

充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号室 ^{2月分} お家賃として、

令和04年01月28日 上記正に受領いたしました。

住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 ㈱ エナジーホーム



充当金額

充当割合

¥51,849-
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

領収書

上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号3月分賃料として、

令和04年02月26日 上記正に受領いたしました。



住所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏名 (株) エナジーホーム



充当金額

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10

政務活動以外の使用も含むため 管理運営費(電気料金4~9月分)

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 6月分

領収金額	2,666 円
料金	2,324 円
再エネ賦課金	342 円

【再掲】
消費税等相当額 242 円
燃料費調整額 -189.75 円

ご使用量 102 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月15日	07368 印
金融機関取扱期限日	7月21日	21.6.30
コンビニ等取扱期限日	8月4日	国際通り入口 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,399-

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 5月分

領収金額	2,990 円
料金	2,594 円
再エネ賦課金	396 円

【再掲】
消費税等相当額 271 円
燃料費調整額 -286.75 円

ご使用量 118 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月16日	日 附 印
金融機関取扱期限日	6月25日	07368
コンビニ等取扱期限日	7月6日	21.5.31

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,691-

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 4月分

領収金額	2,596 円
料金	2,284 円
再エネ賦課金	312 円

【再掲】
消費税等相当額 236 円
燃料費調整額 -288.21 円

ご使用量 105 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月17日	07368 印
金融機関取扱期限日	5月27日	21.4.21
コンビニ等取扱期限日	6月6日	国際通り入口 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,336-

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 9月分

領収金額	4,426 円
料金	3,902 円
再エネ賦課金	524 円

【再掲】
消費税等相当額 402 円
燃料費調整額 -49.88 円

ご使用量 156 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月15日	07300 印
金融機関取扱期限日	10月25日	21.10.13
コンビニ等取扱期限日	11月4日	小祿中学校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

上原・R3年度

¥3,983-

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 8月分

領収金額	4,358 円
料金	3,834 円
再エネ賦課金	524 円

【再掲】
消費税等相当額 396 円
燃料費調整額 -118.54 円

ご使用量 156 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月15日	日 附 印
金融機関取扱期限日	9月25日	07368
コンビニ等取扱期限日	10月5日	21.8.23

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥3,922-

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しくたさい

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 7月分

領収金額	3,396 円
料金	2,970 円
再エネ賦課金	426 円

【再掲】
消費税等相当額 308 円
燃料費調整額 -156.22 円

ご使用量 127 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日 附 印
金融機関取扱期限日	8月26日	07300
コンビニ等取扱期限日	9月5日	21.8.04

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥3,056-

充当金額

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10

政務活動以外の使用も含むため 管理運営費 (電気料金 10~3月分)

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年12月分

領収金額	2,991 円
料金	2,649 円
再エネ賦課金	342 円

【再掲】
消費税等相当額 271 円
燃料費調整額 135.62 円

ご使用量 102 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月14日	07134 印
金融機関 取扱期日	1月22日	1.04
コンビニ等 取扱期日	2月1日	小原田原 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,691

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年11月分

領収金額	3,262 円
料金	2,879 円
再エネ賦課金	383 円

【再掲】
消費税等相当額 296 円
燃料費調整額 90.05 円

ご使用量 114 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月7日	07300 印
金融機関 取扱期日	12月24日	1,12.10
コンビニ等 取扱期日	1月4日	中津高等学校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,935-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年10月分

領収金額	3,664 円
料金	3,228 円
再エネ賦課金	436 円

【再掲】
消費税等相当額 333 円
燃料費調整額 16.86 円

ご使用量 130 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月15日	07300 印
金融機関 取扱期日	11月18日	2,11.18
コンビニ等 取扱期日	12月5日	中津高等学校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥3,297-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 3月分

領収金額	2,995 円
料金	2,680 円
再エネ賦課金	315 円

【再掲】
消費税等相当額 272 円
燃料費調整額 350.57 円

ご使用量 94 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月14日	0169865 印
金融機関 取扱期日	4月22日	22,4.01
コンビニ等 取扱期日	5月4日	那覇那覇 西高校前店 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,695-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 2月分

領収金額	2,889 円
料金	2,577 円
再エネ賦課金	312 円

【再掲】
消費税等相当額 262 円
燃料費調整額 270.57 円

ご使用量 93 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月17日	日附 印
金融機関 取扱期日	3月25日	07368
コンビニ等 取扱期日	4月6日	22,2.28

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,600-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 1月分

領収金額	3,225 円
料金	2,863 円
再エネ賦課金	362 円

【再掲】
消費税等相当額 293 円
燃料費調整額 211.65 円

ご使用量 108 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月18日	07285 印
金融機関 取扱期日	2月28日	22,1.20
コンビニ等 取扱期日	3月10日	名護大北五丁目 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,902-

充当金額

充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため 管理運営費 (水道料金 4~6月分)

71,193-

上下水道料金等 兼領収書

水道番号 令和3年4月分
0503-610-07 令和3年7月1日 発行

水道名 義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	

上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
督促手数料	100円 ()
合計金額	1,426円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和3年7月15日

取納代行 地価おかり林ビル7階 個人事業主

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員

那覇市上下水道事業管理事務所
那覇市上下水道課 課長 英本 隆太郎

上地 英本 隆太郎

那覇市上下水道局 (お客様控)

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和3年5月分
0503-610-07 令和3年7月5日 発行

水道名 義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	

上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和3年7月20日

取納代行 地価おかり林ビル7階 個人事業主

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員

那覇市上下水道事業管理事務所
那覇市上下水道課 課長 英本 隆太郎

上地 英本 隆太郎

那覇市上下水道局 (お客様控)

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和3年6月分
0503-610-07 令和3年8月6日 発行

水道名 義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	

上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和3年8月20日

取納代行 地価おかり林ビル7階 個人事業主

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員

那覇市上下水道事業管理事務所
那覇市上下水道課 課長 英本 隆太郎

上地 英本 隆太郎

那覇市上下水道局 (お客様控)

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

充当金額

充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

管理運営費 (水道料金 7~9月分)

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和 3年 7月分
0503-610-07 令和 3年 9月 6日 発行

水道名義人 上原 章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 3年 9月 21日

取納代行 地銀わがまち七ッ橋 印
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理者
那覇市上下水道局
上地 英 水 印
那覇市上下水道局 (お客様控)

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和 3年 8月分
0503-610-07 令和 3年 10月 5日 発行

水道名義人 上原 章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 3年 10月 20日

取納代行 地銀わがまち七ッ橋 印
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理者
那覇市上下水道局
上地 英 水 印
那覇市上下水道局 (お客様控)

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和 3年 9月分
0503-610-07 令和 3年 11月 5日 発行

水道名義人 上原 章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 3年 11月 22日

取納代行 地銀わがまち七ッ橋 印
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理者
那覇市上下水道局
上地 英 水 印
那覇市上下水道局 (お客様控)

充当金額
充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

管理運営費 (水道料金 10~12月)

¥1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和3年10月分
0503-610-07 令和3年12月6日発行

水道名義人 上原章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和3年12月20日

取納代行 地銀わたり-外-七-納
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理事務所
上地 英本 樹通 印
那覇市上下水道局
(お客様控)

¥1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和3年11月分
0503-610-07 令和4年1月5日発行

水道名義人 上原章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和4年1月20日

取納代行 地銀わたり-外-七-納
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理事務所
上地 英本 樹通 印
那覇市上下水道局
(お客様控)

¥1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和3年12月分
0503-610-07 令和4年2月7日発行

水道名義人 上原章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和4年2月21日

取納代行 地銀わたり-外-七-納
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道事業管理事務所
上地 英本 樹通 印
那覇市上下水道局
(お客様控)

上原・R3年度

¥1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書(お客様控)

水道番号: 0503-610-07

水道名義人: 上原 章 様

水栓住所: 金城2丁目11番4号

エナジー-1 301

納付番号: 015040411-0028

令和4年4月11日発行

ご請求金額(円) (税込) 1,326

お支払い期限 令和4年4月11日 納付期限後領収不可

Table with columns: 年月, 水量:m³, 料金:円, 延滞金等, 日数:日, 郵便手数料:円, 合計:円. Includes rows for R 4.3 water fee, sewerage fee, and monthly total.

この領収書に記載された下水道使用料について不届があるときは、市長に對此この領収書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求することができます。

那覇市上下水道局 水道事業 管理費 領収済 4,411. Includes address and contact info for the water utility.

098-941-7804 那覇市上下水道局企業出納員

水道料金等納入通知書兼領収書(お客様控)

水道番号: 0503-610-07

水道名義人: 上原 章 様

水栓住所: 金城2丁目11番4号

エナジー-1 301

納付番号: 015040411-0027

令和4年4月11日発行

ご請求金額(円) (税込) 1,326

お支払い期限 令和4年4月11日 納付期限後領収不可

Table with columns: 年月, 水量:m³, 料金:円, 延滞金等, 日数:日, 郵便手数料:円, 合計:円. Includes rows for R 4.2 water fee, sewerage fee, and monthly total.

この領収書に記載された下水道使用料について不届があるときは、市長に對此この領収書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求することができます。

那覇市上下水道局 水道事業 管理費 領収済 4,411. Includes address and contact info for the water utility.

098-941-7804 那覇市上下水道局企業出納員

充当金額 充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金 (一般))

¥1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和4年1月分 0503-610-07 令和4年3月7日発行

水道名義人 上原 章 様

水栓 金城2丁目11番4号 所在地 エナジー-1 301

Table with columns: 料金区分, 口径(m/m), 世帯数, 水道使用水量, 下水道使用水量, 水道料金, 下水道使用料, 合計金額.

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和4年3月22日

那覇市上下水道局 水道事業 管理費 領収済 07300 22311. Includes address and contact info for the water utility.

098-941-7804 那覇市上下水道局 (お客様控)

事務所概要申告票

議員名 上原章

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4 エナジ1 301号
電話番号	098-859-2560

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上原章



貸借人 氏名

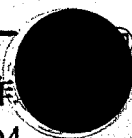
有限会社 エナジ

代表取締役 高良謙作

住所

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4

TEL 098-859-0003 FAX 098-859-0457



事務所費充当状況申告票

議員名 上原 章

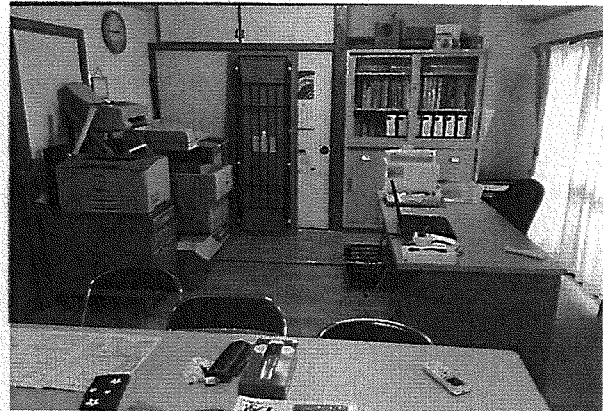
1. 事務所の状況

住所	那覇市金城2-11-4 イヅ-I 301号
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動として使用しています。後援会活動等には使用していません。しかしながら、月1、2件程度の後援会関係者からの問い合わせや訪問があるため、社会常識を鑑み、9/10を充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	57,610 円
その他	礼金 0 円
	仲介手数料 0 円

(充当額)

家賃(月額)	51,849 円
その他	礼金 0 円
	仲介手数料 0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 章



事業用賃貸借契約書

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 五限会社エナジー（以下「甲」という。）と借主 上原 章（以下「乙」という。）は、この契約書により、頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

物件名 エナジー-1 301号室

期間
自 平成26年4月1日
至 平成28年3月31日

貸主 五限会社エナジー 様

借主 上原 章 様

有限会社エナジー

〒901-0155 沖縄県那覇市金城2丁目11番地4

tel 098-859-0003 fax 098-859-0457

頭書(1) 目的物件の表示

名称	エナジー-1 3階 301号室 区画番号 ()	
所在地	(建物表示) 那覇市金城2-1-1-4 (登記簿)	
構造	鉄筋コンクリートブロック造/コンクリート・陸屋根/(5)階建/全(48)戸	
種類	店舗・事務所・共同住宅	新築年月 平成9年4月
面積	43㎡	
賃貸方法	一般借家契約	
附属施設		

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

平成 26年 4月 1日 から 平成 28年 3月 31日まで (2年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額56,570円 (内消費税等 4,190円)	共通費	月額0円 (内消費税等 0円)	駐車場	1台無料
敷金	金55,000円	礼金	なし	滞庫料	滞去時 滞庫代
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を前月25日まで				
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込	銀行	支店	名義 有限会社エナジー	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名) 上原 章
	(自宅) TEL 858-6789
	(勤務先) TEL - (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社エナジー
	住所 那覇市金城2-11-4
管理業者	商号又は名称 有限会社エナジー
	所在地 沖縄県那覇市金城2丁目11番地4 TEL098(859)0003
賃貸不動産管理業協会会員番号	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士・登録番号)
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

契約期間満了に際し甲乙が互に何等申し出がないときは、同一条件をもって2年間更新されたものとする。その際、運賃保証人は、引き継ぎその責を負うものとする。その後の更新も同様とする。

頭書(8) 特約事項

第1条 乙は専任証明を取得する際、専任証明保証金として30,000円、専任証明発行手数料として5,000円(消費税別)を管理業者に差し入れるものとし、乙が専任証明を抹消・移転し、その指廻となる書類を管理業者に提出した後、管理業者はすみやかに乙に保証金30,000円を返還する。

第2条 乙は、退去時に際し、専門業者によるハウスクリーニング代、エアコン内部洗浄代、原状回復費等の費用を負担する。尚、乙は甲が指定する業者をもって、原状回復及び修繕等の発注を行うことに意議を申立てないものとする。

第3条 本契約において、運賃保証人は不要となり、第17条(A)(B)の条文中を削除するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が署名捺印の上、各自1通を保有する。平成 年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社エナジー 代表取締役 高良 謙隆 住所 沖縄県那覇市金城2丁目11番地	TEL 098(859)0003
乙・借主	氏名 上原 章 住所 那覇市金城2-11-4 エナジービル302	TEL 098(858)6789
連帯保証人	氏名 住所	TEL
保証機関	※機関保証を利用する場合は記入して下さい。	

※図は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

宅地建物取引業者	商号又は名称 有限会社エナジー 代表者の氏名 高良 謙隆 主たる事務所 那覇市金城2-11-4 所在地・TEL 098-859-0003 免許証番号 沖縄県知事(2)第3986号 発許年月日 平成25年10月16日	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地・TEL 免許証番号 発許年月日
宅地建物取引士	氏名 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 業務に従事する事務所名 有限会社エナジー 事務所所在地 那覇市金城2-11-4 TEL 098-859-0003	氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税又は他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
三 近隣類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
3 1か月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割りに計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することとできる。
3 1か月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割りに計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道、その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその差額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該物件についてその契約に定める明確な他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく、保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその差額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の甲に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
一 銃器、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を搬入し又は備え付けること。
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きい物品等を搬入し又は備え付けること。
三 障害物の設置を行うこと。
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
五 暴力団員に本物件を使用させること
6 本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなくてはならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けなければならない。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。
4 本物件内に設備箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て修繕を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。
4 本物件内に設備箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て修繕を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該継続の履行を催告したにもかかわらず、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該継続の履行を催告したにもかかわらず、

(立入り)
 第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立ち入りを拒否することはできない。
 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得、本物件内に立ち入ることができる。
 4 甲は、火災による証拠を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合に於いては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入つたときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)
 第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
 一 賃料等支払い方法の変更。
 二 前書(6)に記載した管理業者の変更。
 (乙の通知義務)
 第15条 乙は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の確保と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
 二 長期に休業するとき。
 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)
 第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、督促手数料2,000円と併せて、年(365日あり) 1.4.5 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。
 (連帯保証人)
 第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
 (保証)
 第17条 (B) 本契約は、 が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
 2 機関保証の内容については別に定めるところにより、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用する。この場合に必要なる手続を踏まなければならない。
 3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰する事由により、機関保証が利用できなかった場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、前書(3)記載の開始日から開始日から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を担保しなければならない。
 4 前項本文の場合において、甲乙間の同意により別に連帯保証人を立立ることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、前書(2)記載の契約の締結に本契約が本物件に成立したものとみなす。
 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)
 第18条 地震、火災、風水害等の災害、暴徒、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責

をわらず、その期間内に当該義務が履行されなるときは本契約を解除することができる。
 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用を負担しなかったとき。
 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 一 本物件を前書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に関する重大な虚偽があったことが判明したとき。
 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 五 銀行取引の停止。
 六 滅失手続きの開始。
 七 民事再生手続きの開始。
 八 会社更生手続きの開始。
 九 特別清算手続きの開始。
 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約を締結したとき。
 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、脅迫により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 五 乙らが第7条第4号又は第5号の規定に違反したとき。
 六 乙らが暴力団以外の破壊、暴力活動を行う組織その他の反社会的な組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事件が生じたとき

(乙からの解約)
 第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)
 第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物が、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡す当分の原状に復せしめなければならない。
 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物が、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡す当分の原状に復せしめなければならない。
 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。